

# ハローワーク・雇用保険電子申請事務センター間の 電子申請業務分担に関するお知らせ

雇用保険関係手続きの電子申請をされている事業主等の方々へのお願いです。  
雇用保険関係手続きの電子申請審査業務については、離職票の交付に係る処理を優先的に処理する必要があります。

下記の期間内について、事務の分担内容を変更して執り行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 1. 期 間

**令和8年3月16日～5月29日**までに到達した届出

## 2. 分 担 内 容

手続内容	安定所	電子申請センター
得喪	右記届出等を除く全て	喪失届（単票・連記） 離職票・期間等証明 個人番号登録届（単票・連記式）
育児休業 継続	期間内の分担変更はありません。	

※進捗状況の確認については、それぞれの提出機関へお尋ねください。

※上記期間については、進捗状況等の理由により変更となる場合があります。

申請者等のみなさまへ

## 雇用保険の資格取得届（電子申請分）は、 4月・5月の各月上旬から中旬を避けて 提出をお願いします。

平素より、各種手続きにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

例年、4月及び5月は就職・退職に伴う手続きが大幅に増加する時期となっております。

このため、**最も混み合う4月・5月上旬から中旬にかけては、失業等給付に影響が生じないように、離職票の発行を優先して対応しております。**

その結果、**資格取得届につきましては、通常よりもお時間を頂戴している状況**でございます。

ご不便をお掛けし、大変申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

資格取得届については、雇用保険法施行規則第6条の規定により、**被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日まで**が提出期限です。

期限を超過しても申請は可能ですが、下記のとおり、原則、追加の添付書類が必要になります。

- 翌月10日を超過したとき 下記のうち①+②
- 取得日から6か月を超過したとき 下記のうち①+②+③
- 取得日から2年を超過したとき（保険料の徴収があった場合のみ） 下記のうち①+②+③+④

- ① 出勤簿、タイムカードなど
- ② 賃金台帳、給与明細など
- ③ 遅延理由証明書
- ④ 聴取書

※上記①から④以外にも、適宜、資料の提出を求める場合があります。

